



埼玉県熊谷家畜保健衛生所
住所 熊谷市円光1-8-30
電話 048-521-1274/FAX048-526-1063
E-mail k211274@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

令和8年5月発行 No.8-2

家畜伝染病予防法の改正により豚熱発生時の殺処分の範囲が見直されました！

令和8年5月に家畜伝染病予防法の改正により、豚熱ワクチン接種地域では、「選択的殺処分」が導入されました。

選択的殺処分の基本的な考え方

- 適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならない
⇒ ワクチン未接種の豚、接種後20日を経過していない豚、発育不良に陥っている豚等を選択的に殺処分する
- 殺処分対象とならなかった豚を概ね3カ月間監視
- 防疫措置の完了後、臨床症状がない豚は出荷や移動が可能

※詳細については、次ページ以降をご覧ください。

1. 殺処分範囲(県が国との協議の上、決定)

- ① ワクチン免疫が成立していない豚
 - ワクチン未接種・接種後 20 日未満・発育不良
 - ※ 発生後から防疫措置完了までの間に生まれた子豚も対象
- ② 臨床症状が認められ、PCR 陽性となった豚
- ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚
 - (想定される主な対象)
 - ワクチン未接種豚等と同じ発育ステージで、長く同居している豚
 - 分娩舎や離乳舎を空舎にするために他の畜舎等に移動できない豚
- ④ その他
 - 接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない場合⇒ 全頭殺処分対象となる
 - 農場内に豚熱ウイルスが広く存在する場合
⇒ 繁殖豚を除く全頭が殺処分

2. 防疫措置

- ① 拡散状況確認検査
 - 対象豚: 全頭 検査方法: 臨床検査
 - 異常豚がいた場合は、PCR 検査等実施
- ② 殺処分・消毒
 - 殺処分は1週間以内を目途に実施 消毒は 1週間間隔で3回実施

3. 監視プログラム

- ① 移動制限と毎日の報告徴求により監視(監視期間:約3カ月)
- ② 防疫措置の完了後(発生から約3週間後)、症状のない豚は以下が可能
 - と畜場出荷
 - 子豚の肥育農場への移動

農林水産省のホームページに

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針＋留意事項」および

「豚熱の選択的殺処分に関する Q&A」が公表されています。

詳細は、以下の二次元コードからご覧ください。



「農林水産省ホームページ 豚熱(CSF)について」

※ 引き続き下記の衛生管理の徹底をお願いします。

◆農場や畜舎内に入るヒト・モノ・クルマの管理を徹底し、病原体の侵入を防ぐ。

◆防護柵、防鳥ネット、死体保管庫を設置して野生動物の侵入を防ぐ。

◎異状豚(特定症状の豚)を発見したら、直ぐに家畜保健衛生所に通報する。 ⇒ 048-521-1274